



学校給食費に関するお知らせ



1 給食費の引落日

年間給食費は 9 期に分けて、ご登録いただいた口座から引落しいたします。
具体的な引落日額は、6 月下旬に送付する通知書でお知らせいたします。

期別	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期
対象月	4,5 月	6 月	7 月	8,9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2,3 月
引落日	令和 5 年 6 月 30 日	令和 5 年 7 月 31 日	令和 5 年 8 月 31 日	令和 5 年 10 月 31 日	令和 5 年 11 月 30 日	令和 6 年 1 月 4 日	令和 6 年 1 月 31 日	令和 6 年 2 月 29 日	令和 6 年 4 月 1 日

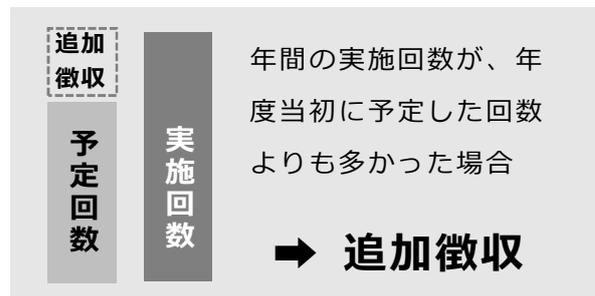
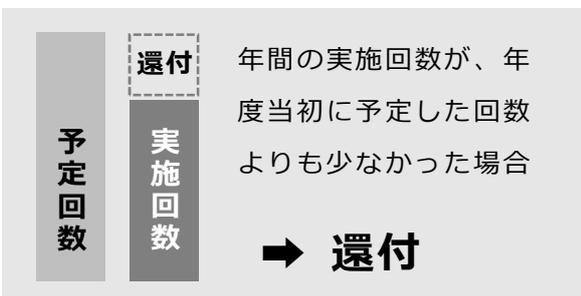
※ 口座未登録の方は、教育局から送付する納付書でお支払いいただきます。

2 給食費の計算方法

年度当初に各学校が学年ごとに定める、給食の年間予定回数に基づき算定します。



予定回数から増減があっても、徴収額はその都度変更せず、年度終了後に精算し、増減分をまとめて還付又は追加徴収することで調整します。



長期にわたり学校を欠席することになったら



給食の停止について、学校にご相談ください。連続 7 食以上食べられないことが見込まれる場合は、申請により給食を停止できる場合があります。事前に申請がない場合は、食べていない日数分の給食費もお支払いが必要になりますので、ご注意ください。

3 引落しができなかった場合

口座引落とし不能



納付書付きの督促状を送付（翌月 20 日頃）

未納が続く場合、以下の対応に順次移行します。

遅延損害金について

納期限を過ぎますと、納期限の翌日～納付日までの日数に応じ、滞納額に年 3% の割合を乗じて算定する遅延損害金が発生します。

（1,000 円未満切り捨て）

ショートメール・電話・訪問による催告

簡易裁判所へ支払督促の申し立て

預金や給与の差押え

4 学校給食費の公費負担について

就学援助又は生活保護（教育扶助）の認定期間中の給食費は公費負担となり、原則納付不要となります。ただし、**就学援助を申請中で、認定か不認定かがまだ決定されていない場合**は、以下の取扱いとさせていただきます。

■ 昨年度末時点で就学援助の認定を受けており、今年度も継続申請された方

➔ 継続申請の結果が出る前でも、給食費は請求しません。

ただし、不認定となった際は、給食開始日までさかのぼって請求します。

■ 今年度初めて就学援助を申請された方

➔ 申請結果が出るまでは、給食費を請求します。その後認定された際は、認定開始日に応じてお支払いいただいた給食費を還付します。

* 仙台市立学校に在籍している兄弟が就学援助の継続申請をされている場合、新規に申請される下のお子様も継続申請扱いとして取り扱います。



お問合せ先

仙台市教育局 健康教育課 給食管理係

電話番号：022-214-0008

022-214-8883